

**戦略的情報通信研究開発推進事業
(国際標準獲得型)
評価の手引**

**令和元年 11 月
総務省**

目 次

第1章	評価実施上の共通原則（日 EU 共同研究開発）	2
1	評価手法	2
2	評価基準	3
3	評価体制	4
4	評価結果の取扱い	4
第2章	各評価における評価の指針（日 EU 共同研究開発）	6
1	採択評価	6
2	継続評価	8
3	終了評価	9
4	追跡評価	10
第3章	評価項目、評価の観点（日 EU 共同研究開発）	12
第4章	評価実施上の共通原則（日米共同研究開発）	14
1	評価手法	14
2	評価基準	14
3	評価体制	15
4	評価結果の取扱い	15
第5章	各評価における評価の指針（日米共同研究開発）	17
1	採択評価	17
(1)	評価の目的	17
2	継続評価	18
3	終了評価	19
4	追跡評価	20
第6章	評価項目、評価の観点（日米共同研究開発）	22
別紙1		24
競争的研究資金制度による課題の評価について		24
別紙2		25
研究開発制度及び研究開発課題に係る評価の観点の例（※1）		25

はじめに

本手引は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 13 年 11 月 28 日内閣総理大臣決定、平成 28 年 12 月 21 日最終改定）¹に基づく「情報通信技術の研究評価の在り方について」（平成 14 年 3 月 13 日情報通信審議会諮詢第 2 号答申）²を受けて制定した「総務省情報通信研究評価実施指針」（平成 14 年 6 月 21 日制定、平成 30 年 2 月第 6 版）³を踏まえ、「戦略的情報通信研究開発推進事業（国際標準獲得型）」における研究開発課題を評価するに当たって必要とされる事項について定めるものです。

第 1 章 評価実施上の共通原則（日 EU 共同研究開発）

1 評価手法

（1）評価対象

本手引第 1 章から第 3 章による評価対象は、戦略的情報通信研究開発推進事業（国際標準獲得型）（以下「本事業」という。）により実施する個別の研究開発課題のうち、欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ技術総局（以下「欧州委員会」という。）の研究開発プログラムのもとで、同プログラムが指定する外国の研究機関と共同で実施するものとします。

（2）評価の種類

○ 採択評価

新規課題公募への応募課題の中から採択する課題を決定するために、
3（1）に規定する日 EU 合同評価委員会等により実施する評価。

○ 繙続評価

既に実施中の課題のうち、次年度も引き続き実施を計画している課題について、当該年度における研究開発の実施状況等の適否を確認とともに、次年度の実施計画等の適否を判断し、評価結果を次年度の適切な資源配分に反映させるために、3（1）に規定する国内評価委員会において年度内に実施する評価。

その際、時期を前後して別途実施される日 EU 合同評価委員会における中間評価の結果も適宜踏まえることとします。

○ 終了評価

研究開発期間全体を通して得られた研究成果について、研究開発がすべて終了した時点において実施する評価。

国内評価委員会において、当該研究開発課題の目的が達成されたか否

¹ <https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/taikou201612.pdf>

² http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/tousin/020313_1.pdf

³ http://www.soumu.go.jp/main_content/000531572.pdf

かを評価します。さらに、研究成果の活用・展開、波及効果の可能性を把握するとともに、追跡評価の実施の必要性についても判断します。

また、日EU合同評価委員会においても、時期を前後して別途実施されます。

本評価の結果は、必要に応じて本事業そのものの見直しにも反映します。

○ 追跡評価

研究開発の終了後、一定の期間を経過してから、研究開発の直接の成果から生み出された効果・効用（アウトカム）や波及効果（インパクト）を確認し、その活用状況等を把握する評価。

国内評価委員会において、終了評価時の判断に基づき実施されるほか、日EU合同評価委員会においても、時期を前後して別途実施される場合があります。

本評価の結果は、必要に応じて本事業そのものの見直しにも反映します。

2 評価基準

（1）評価基準の設定

後段（2）「評価の観点の例」並びに研究の目的・内容及び研究分野ごとの特性等に配慮しつつ、評価項目・評価の観点を設定。

また、評価の客観性を確保する観点から、研究開発の成果として以下の定量的指標の提案書への記載を原則として義務付けます。

- ・ 対外発表（論文、報道等）件数
- ・ 特許、国際標準、実用化・製品化等の件数

（2）評価の観点の例

評価の種類ごとに、主として以下の観点から評価を行います。

○ 採択評価

欧州委員会の研究開発プログラムにおいて定められた観点に加え、日本独自の観点として日EU連携や国際標準化への貢献に関する観点を加味します（詳細は第3章を参照）。

○ 継続評価

評価を行う時点において設定されている目標に対する達成状況についての有効性（目標達成度、研究成果等）・効率性（進捗状況に基づく研究計画、体制の妥当性等）及びそれらを踏まえた上で今後の研究計画において想定される有効性（達成目標、研究成果等）・効率性（計画・体制の妥当性等）。

○ 終了評価

最終目標として設定されている目標に対する達成状況についての有効

性（目標達成度、研究成果等）。

○ 追跡評価

終了評価実施時に未達成であった目標に対するその後の達成状況についての有効性（目標達成度、研究成果等）又は当初想定した目標以外で終了評価実施以降に獲得された派生的・副次的な研究成果の有効性等。

3 評価体制

（1）評価の実施

総務省は、評価委員会に評価を依頼します。

この評価委員会については、本事業の趣旨・特性を踏まえ、次の2形態で開催します。

○ 国際標準獲得型評価委員会

「戦略的情報通信研究開発推進事業評価委員会開催要綱（以下「開催要綱」という。）」に基づき、本事業に係る研究開発課題を評価するために開催するもの（本手引において「国内評価委員会」という。）。

○ 日EU合同評価委員会

欧州委員会の研究開発プログラムにおいて実施される評価委員会（以下「EU評価委員会」という。）と国内評価委員会とが合同で開催するもの。なお、その運営等については、EU評価委員会に準じます。

（2）評価委員の責務

国内評価委員会については「戦略的情報通信研究開発推進事業評価委員会開催要綱」において必要な事項を定めます。

なお、日EU合同評価委員会のうちEU評価委員会については欧州委員会が実施する研究開発プログラムにおいて必要な事項を定めます。

（3）評価委員の選任

評価の公正さを高めるため、評価委員は学識経験等を有する外部専門家⁴・外部有識者⁵とします。

提案者と利害関係にあると総務省が認める者は、評価に加わらないこととします。

4 評価結果の取扱い

（1）評価内容等の提案者への通知

○ 評価結果の開示

採択評価実施後、採択通知又は不採択通知により評価結果を提案者へ

⁴ 評価対象の研究開発分野及びそれに関連する分野の専門家で、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者。

⁵ 評価対象とは異なる研究開発分野の専門家その他の有識者であり、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者。

通知することとします。

継続評価・終了評価・追跡評価実施後においても、評価結果を受託者へ通知します。

○ 提案者又は受託者が意見を述べることができる仕組み

提案者又は受託者本人から評価結果について意見がある場合は、総務省がこれをよく聴取した上で対応することとします。また必要に応じて評価委員会が当該意見について検討を行うものとします。

○ 評価結果の制度の改善への反映

総務省は、評価結果や評価委員の意見等を踏まえて、制度の仕組みや評価方法等の制度運営等の改善に反映させます。また、必要に応じて評価委員並びに提案者又は受託者に対して、制度運営の改善等に関するアンケート等を実施し意見を聴取することとします。

(2) 評価結果の公表又は開示

個人情報や企業秘密の保護、国家安全保障、知的財産権の取得状況等に十分配慮した上で、採択評価、継続評価、終了評価、追跡評価の評価結果については、原則公表することとします。また、評価委員の氏名⁶は、評価実施後適切な時期に公表します。

ただし、採択評価においては、採択課題のみ評価結果を公表します。不採択課題の評価結果については、提案者本人にのみ通知します。

(3) 評価結果の資源配分への反映

○ 採択評価、継続評価

採択評価及び継続評価の評価結果に基づいて、以降の研究計画及び資金計画に反映させることとします。

○ 終了評価、追跡評価

同一の研究者が次回以降異なる課題の提案を行った場合、以前の終了評価及び追跡評価の評価結果の内容を、必要に応じて採択評価に反映させができるものとします。ただし、初めて応募する研究者等が不利にならないよう十分に配慮することとします。

⁶ この場合の評価委員とは、原則、最終的な評価結果を判断する評価委員のみとし、専門評価委員（専門の事項に関する外部専門家・外部有識者を言う。以下同様。）はその対象としない。

第2章 各評価における評価の指針（日EU共同研究開発）

1 採択評価

（1）評価の目的

新規採択課題の決定及び当該課題における研究費の配分、応募時に提案された研究計画案の修正指示項目等を総務省が決定するために行います。

（2）評価の対象

本評価の対象は、研究開発課題提案書、その添付資料一式並びに日本（総務省）及び欧州委員会双方に提出する提案書とします。また、国内評価委員会は必要に応じ提案者に対しヒアリング等を行うことができるものとし、その場合聴取した事項も評価の対象とします。

提案者が本事業のプログラムディレクター又はプログラムオフィサー⁷の権限が及ぶ部署に所属する者であると総務省が認める場合には、提案者を選考対象から除外します⁸。

（3）評価方法について

I 評価方針

国内評価（第一次評価）と日EU合同評価（第二次評価）の二段階で評価を行います。

国内評価（第一次評価）では、主として情報通信技術に関する研究開発内容について高度に専門的な知見に基づいて行われる専門評価を実施し、その結果はプログラムディレクター及びプログラムオフィサーに報告されます。

国内評価の結果を踏まえ、日EU合同評価委員会において（総合評価として）採択評価（第二次評価）を行います。

ア 国内評価（第一次評価・専門評価）

各提案課題について主に研究課題が扱う技術分野について専門的な知見を有する複数の専門評価委員による書面評価を実施し、各評価項目の採点の合計を評価点とします。

⁷ 「総務省情報通信研究評価実施指針（第6版、H30年2月）」に基づき、競争的研究資金制度において、研究開発課題の評価プロセスの適切な管理、研究開発の質の向上の支援等を行うマネジメントシステムの構築のために置くこととされている研究経験のある人材。

⁸ 「戦略的情報通信研究開発推進事業国際標準獲得型研究開発プログラムディレクター委嘱要綱」及び「戦略的情報通信研究開発推進事業国際標準獲得型研究開発プログラムオフィサー委嘱要綱」の規定によるプログラムディレクター及びプログラムオフィサー並びにそれらの所属機関の該当部署に係る遵守事項。なお、提案者が当該要綱に規定する利害関係を有すると認められる場合、プログラムディレクター又はプログラムオフィサーは当該提案に関する業務を行ってはならないこととされている。

イ 日 EU 合同評価（第二次評価・総合評価）

第一次評価の結果を踏まえ、日 EU 合同評価委員会において評価を実施します。

日 EU 合同評価委員会においては、原則、各評価項目の評価点が 3 点以上、かつ各評価項目の合計が 10 点以上の提案が、採択の対象となります。

II 評価点

いずれの評価委員も、各評価項目に関し 6 段階の絶対評価によって採点を行うものとします。

ただし、評価内容によっては、必要に応じて 0.5 点単位で表現される場合があります。

＜評価基準＞

評価	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
普通	3
やや劣っている	2
劣っている	1
評価の対象として適さない	0

III 評価点が同点の場合の扱い

日 EU 合同評価委員会の評価の結果、評価した点数が同点であった場合は次の要領で優位と評価されます。

第 3 章 採択評価 評価項目の「研究開発の成果・波及効果」の評価点が高いもの。

さらに、同点の場合は、評価項目の「研究開発目的・内容」の評価点が高いもの。

（4）日 EU 合同評価委員会での採択候補課題の選定

日 EU 合同評価委員会で決定された課題を採択候補として選定します。

選定結果について、日 EU 合同評価委員会から総務省及び欧州委員会に対し報告を行います。

（5）総務省による最終選定

総務省及び欧州委員会は、上記（4）の評価結果を受け、同一の共同研究開発課題を採択課題として決定します。

その際、総務省及び欧州委員会は連携して、提案者と当該研究開発の実施内容について調整を行い、研究計画の遂行に支障がないかどうかを確認し、かつ総務省は、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの意見を聴取します。採択・不採択の結果は、総務省及び欧州委員会から日 EU そ

それぞれの研究代表者あてに通知します。

2 継続評価

(1) 評価の目的

研究開発課題の目標達成状況を確認し、進捗状況を基にその後の研究開発の計画・体制・予算を見直すために行います。

(2) 評価の対象

本評価の対象は、主として継続提案書及びその添付資料一式とし、必要に応じて採択評価時の提案書及びその添付資料一式を含めます。

(3) 評価方法について

I 評価方針

一つの課題につき複数の評価委員による評価を実施し、評価にウェイトを付けた評価点の平均を最終的な評価点とします。

II 評価点

評価委員は、各評価項目に関し 5 段階の絶対評価によって採点を行うものとします。

ただし、評価内容によっては、必要に応じて 0.5 点単位で表現される場合があります。

<評価基準>

評価	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
普通	3
やや劣っている	2
劣っている	1

III 意見・コメント等について

評価委員は、透明で公正な評価及び提案者の今後の研究活動に寄与する観点から、提案者が理解しやすい意見・コメントを付すものとします。評価コメントについては原則としてそのまま提案者に通知することとします。

(4) 評価委員会での審議

評価委員会は、書面評価の結果等に関して審議を行います。ただし、特に審議すべき事項（研究の中止、及びそれに匹敵するような研究計画の変更を求める必要があると判断されるもの）がない場合は、審議を省略することができます。

審議に当たっては、評価委員会は必要に応じ提案者に対しヒアリングを

行うことができるものとします。

審議結果について、評価委員会の委員長は総務省に対し報告を行います。

(5) 総務省による最終決定

総務省は、上記(4)の評価結果並びにプログラムディレクター及びプログラムオフィサーの意見を踏まえ、かつ必要に応じて欧州委員会との協議を経て、研究の継続・計画変更・中止等の決定を行います。

3 終了評価

(1) 評価の目的

研究開発終了時における目標達成状況を確認するために行います。併せて、追跡評価実施の必要性を判断します。

必要に応じて、その評価結果を基に、本事業そのものの見直しに反映することとします。

(2) 評価の対象

本評価の対象は、終了報告書及びその添付資料一式とし、必要に応じて採択評価時及び継続評価時の各提案書及びそれらの添付資料一式を含めます。

(3) 評価方法について

I 評価方針

一つの課題につき複数の評価委員による評価を実施し、評価にウェイトを付けた評価点の平均を最終的な評価点とします。

II 評価点

評価委員は、各評価項目に対して 5 段階の絶対評価によって採点を行うものとします。

ただし、評価内容によっては、必要に応じて 0.5 点単位で表現される場合があります。

<評価基準>

評価	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
普通	3
やや劣っている	2
劣っている	1

III 意見・コメント等について

評価委員は、透明で公正な評価の観点から、提案者が理解しやすい意見・コメントを必ず付すものとします。

(4) 評価委員会での審議

評価委員会は、書面評価の結果等に関して審議を行います。ただし、特に審議すべき事項（評価委員の評価が著しく良い又は悪いもので、以後何らかの特別な対応を取ることが望ましいもの）がない場合は、審議を省略できます。

審議に当たっては、評価委員会は必要に応じ提案者に対しヒアリングを行うことができるものとします。

審議結果について、評価委員会の委員長は総務省に対し報告を行います。

(5) 追跡評価実施の検討

総務省は、終了評価の評価結果を受け、終了評価実施時点における研究開発の進捗度が不十分である場合や、派生的・副次的な研究成果が今後期待される場合に、追跡評価を実施すべきかについて是非を決定します。

また、その具体的方針（追跡評価の実施期間をいつにするか、どのような評価指標を用いるか等）について決定します。

(6) 総務省による取扱い

総務省は、上記（4）の評価結果を受け、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの意見を踏まえて評価結果を公表するとともに、研究成果の公開に努めるほか、本事業そのものの見直し等を行います。

4 追跡評価

(1) 評価の目的

研究開発終了後の研究成果の活用状況や波及効果、又は当初想定した目標以外で終了評価実施以降に獲得された派生的・副次的な成果の有効性を評価します。

さらに必要に応じて、その評価結果を施策の見直しに反映することとします。

(2) 評価の対象

本評価の対象は、終了評価において追跡評価を実施すべきとされた課題とします。なお、追跡調査⁹を踏まえて、追跡評価を実施すべき課題を定め直すことがあります。

(3) 評価方法について

I 評価方針

一つの課題につき複数の評価委員による評価を実施します。各課題の評価の観点等、評価項目については、評価実施に先だって別途定めるものとします。

¹⁰ 評価対象の研究開発分野及びそれに関連する分野の専門家で、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者。

II 意見・コメント等について

評価委員は、透明で公正な評価の観点から、提案者が理解しやすい意見・コメントを付すものとします。

（4）評価委員会での審議

評価委員会は、書面評価の結果等に関して審議を行います。審議に当たつては、評価委員会は必要に応じ提案者に対しヒアリングを行うことができるものとします。

審議結果について、評価委員会の委員長は総務省に対し報告を行います。

（5）総務省による取扱い

総務省は、上記（4）の審議結果を受け、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの意見を踏まえて評価結果を公表するとともに、本事業そのものの見直し等を行います。

第3章 評価項目、評価の観点（日EU共同研究開発）

採択課題に関する主な評価項目、観点は以下のとおりです。

○ 採択評価

欧洲委員会の研究開発プログラムにおいて定められた評価項目が適用されます。

評価項目	評価の観点
研究開発目的・内容について	<ul style="list-style-type: none">・研究開発の必要性、方向性及び達成目標の妥当性・技術課題の新規性・革新性・研究開発方法、実施計画の品質と有効性
研究開発の実施体制・実施計画について	<ul style="list-style-type: none">・研究開発の推進管理体制（マネジメント）の妥当性・研究者の資質と経験・研究者や研究機関の組み合わせ、役割分担の有効性、・予算計画の妥当性・正当性
研究開発の研究成果・波及効果について	<ul style="list-style-type: none">・研究成果の普及・展開方法、知的財産管理の妥当性・実用化・国際競争力強化、イノベーション・社会課題解決等への貢献

上記に加え、我が国独自の観点として、「日EUの連携体制の有効性、提案要領に示された期待する効果の日EUへの貢献度、国際標準化への貢献」についても考慮することとします。

○ 継続評価

評価項目	評価の観点	評価のウエイト
現時点の目標達成度	<ul style="list-style-type: none">・研究計画上、現時点で到達すべき目標は確実に達成されているか。・研究開発の進捗状況は適切か。	2
今後の目標設定、実施計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・研究開発の最終的な達成目標及び今後の具体的な実施計画が明確に設定されているか。	1
今後の予算計画、実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・研究開発の予算計画及び実施体制（研究の役割分担や責任分担、過去の実績、資金管理面等を含む。）は適切か。	1

○ 終了評価

評価項目	評価の観点	評価のウエイト
目標達成度	<ul style="list-style-type: none">・最終的な目標は確実に達成されたか。	2
情報通信分野における技術	<ul style="list-style-type: none">・最終的に得られた研究成果は、新規性・革新性、有効性、優位性が認められるものであつ	2

的・学術的な知見	たか。	
研究成果の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・イノベーション創出や国際競争力強化に資する研究成果が生み出されたか。 ・国際標準化・実用化等の研究成果が得られた又は得られる見込みがあるか。 	2
研究成果の波及効果（副次的な効果）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の展開に付随して、関連分野に関する波及効果、日EU交流の強化、新たな連携プロジェクトへの発展が認められるか。 	1
追跡評価の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・追跡評価の実施は必要か。 ・追跡評価の実施が必要あるいは不要である理由は何か。 ・実施必要である場合、実施時期はいつか。 ※当該研究終了後の適切な時期に、以下の事項あるいはその他必要な事項を把握するための評価が必要であるかについて判断する。 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の波及効果（副次的な効果）などが期待されるため。 ・終了評価時点における研究開発の進捗度が不十分であるため。 	

○ 追跡評価

評価の観点
<p>終了評価結果において「追跡評価が必要である理由」として挙げられている事項に関する観点、その他、追跡評価に必要な観点。</p> <p>※例えば、以下の観点を評価項目に掲げる。</p> <p>「情報通信分野における技術的・学術的な知見」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終的に得られた研究成果は、新規性・革新性、有効性、優位性が認められるものであったか。 <p>「研究成果の展開」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノベーション創出や国際競争力強化に資する研究成果が生み出されたか。 ・国際標準化・実用化等の研究成果が得られた又は得られる見込みがあるか。 <p>「波及効果（副次的な効果）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の展開に付随して、関連分野に関する波及効果、日EU交流の強化、新たな連携プロジェクトへの発展が認められるか。

第4章 評価実施上の共通原則（日米共同研究開発）

1 評価手法

（1）評価対象

本手引第4章から第6章による評価対象は、本事業により実施する個別の研究開発課題のうち、米国の研究機関と共同で実施するものとします。

（2）評価の種類

○採択評価

新規課題公募への応募課題の中から採択する課題を決定するために実施する評価。

○継続評価

既に実施中の課題のうち、次年度も引き続き実施を計画している課題について、当該年度における研究開発の実施状況等の適否を確認するとともに、次年度の実施計画等の適否を判断し、評価結果を次年度の適切な資源配分に反映させるために、年度内に実施する評価。

○終了評価

研究開発期間全体を通して得られた研究成果について、研究開発がすべて終了した時点において実施する評価。

終了評価では、当該研究開発課題の目的が達成されたか否かを評価します。さらに、研究成果の活用・展開、波及効果の可能性を把握するとともに、追跡評価の実施の必要性についても判断します。

本評価の結果は、必要に応じて本事業そのものの見直しにも反映します。

○追跡評価

研究開発終了後、一定の期間が経過してから、研究開発の直接の成果から生み出された効果・効用（アウトカム）や波及効果（インパクト）を確認し、その活用状況等を把握する評価。

本評価の結果は、必要に応じて本事業そのものの見直しにも反映します。

2 評価基準

（1）評価基準の設定

後段（2）「評価の観点の例」並びに研究の目的・内容及び研究分野ごとの特性等に配慮しつつ、評価項目・評価の観点を設定。

また、評価の客觀性を確保する観点から、研究開発の成果として以下の定量的指標の提案書への記載を原則として義務付けます。

- ・ 対外発表（論文、報道等）件数
- ・ 特許、国際標準、実用化・製品化等の件数

(2) 評価の観点の例

評価の種類ごとに、主として以下の観点から評価を行います。

- 採択評価

必要性（新規性・革新性等）、効率性（計画・体制の妥当性等）、有効性（貢献度、研究成果等）。必要に応じて、同一の研究者が過去に実施した課題において評価された結果を勘案して評価することがあります。

- 継続評価

評価を行う時点において設定されている目標に対する達成状況についての有効性（目標達成度、研究成果等）・効率性（進捗状況に基づく研究計画、体制の妥当性等）及びそれらを踏まえた上で今後の研究計画において想定される有効性（達成目標、研究成果等）・効率性（計画・体制の妥当性等）。

- 終了評価

最終目標として設定されている目標に対する達成状況についての有効性（目標達成度、研究成果等）。

- 追跡評価

終了評価実施時に未達成であった目標に対するその後の達成状況についての有効性（目標達成度、研究成果等）、又は当初想定した目標以外で終了評価実施以降に獲得された派生的・副次的な研究成果の有効性等。

3 評価体制

(1) 評価の実施、評価委員の責務

総務省は、評価委員会に評価を依頼します。評価委員会の体制及び評価委員の責務は「戦略的情報通信研究開発推進事業評価委員会開催要綱」において必要な事項を定めます。

(2) 評価委員の選任

評価の公正さを高めるため、評価委員は学識経験等を有する外部専門家¹⁰・外部有識者¹¹とします。

提案者と利害関係にあると総務省が認める者は、評価に加わらないようにします。

4 評価結果の取扱い

(1) 評価内容等の提案者への通知

¹⁰ 評価対象の研究開発分野及びそれに関連する分野の専門家で、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者。

¹¹ 評価対象とは異なる研究開発分野の専門家その他の有識者であり、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者。

- 評価結果の開示
採択評価実施後、採択通知又は不採択通知により評価結果を提案者へ通知することとします。
継続評価・終了評価・追跡評価実施後においても、評価結果を受託者へ通知します。
- 提案者又は受託者が意見を述べることができる仕組み
提案者又は受託者本人から評価結果について意見がある場合は、総務省がこれをよく聴取した上で対応することとします。また必要に応じて評価委員会が当該意見について検討を行うものとします。
- 評価結果の制度の改善への反映
総務省は、評価結果や評価委員の意見等を踏まえて、制度の仕組みや評価方法等の制度運営等の改善に反映させます。また、必要に応じて評価委員並びに提案者又は受託者に対して、制度運営の改善等に関するアンケート等を実施し意見を聴取することとします。

(2) 評価結果の公表又は開示

個人情報や企業秘密の保護、国家安全保障、知的財産権の取得状況等に十分配慮した上で、採択評価、継続評価、終了評価、追跡評価の評価結果については、原則公表することとします。また、評価委員の氏名¹²は、評価実施後適切な時期に公表します。

ただし、採択評価においては、採択課題のみ評価結果を公表します。不採択課題の評価結果については、提案者本人にのみ通知します。

(3) 評価結果の資源配分への反映

- 採択評価、継続評価
採択評価及び継続評価の評価結果に基づいて、以降の研究計画及び資金計画に反映させることとします。
- 終了評価、追跡評価
同一の研究者が次回以降異なる課題の提案を行った場合、以前の終了評価及び追跡評価の評価結果の内容を、必要に応じて採択評価に反映させができるものとします。ただし、初めて応募する研究者等が不利にならないよう十分に配慮することとします。

¹² この場合の評価委員とは、原則、最終的な評価結果を判断する評価委員のみとし、専門評価委員（専門の事項に関する外部専門家・外部有識者を言う。以下同様。）はその対象としない。

第5章 各評価における評価の指針（日米共同研究開発）

1 採択評価

（1）評価の目的

新規採択課題の決定及び当該課題における研究費の配分、応募時に提案された研究計画案の修正指示項目等を総務省が決定するために行います。

（2）評価の対象

本評価の対象は、研究開発課題提案書及びその添付資料一式とします。また、評価委員会は必要に応じ提案者に対しヒアリング等を行うことができるものとし、その場合聴取した事項も評価の対象とします。

提案者が本事業のプログラムディレクター又はプログラムオフィサーの権限が及ぶ部署に所属する者であると総務省が認める場合には、提案者を選考対象から除外します。

（3）評価方法について

I 評価方針

国内における専門評価（第一次評価）と総合評価（第二次評価）の二段階で評価を行います。

評価は、①主として情報通信技術に関する研究開発内容について高度に専門的な知見に基づいて行われる専門評価と、②専門評価の結果を踏まえた国内の評価委員会による総合評価を実施します。

① 専門評価について

各提案課題について主に研究課題が扱う技術分野について専門的な知見を有する複数の専門評価委員による書面評価を実施し、各評価項目の採点の合計を評価点とします。

② 総合評価について

専門評価を踏まえて、①の評価の観点を基に、国内の評価委員会において国内の最終評価をします。

一つの課題につき複数の評価委員による書面評価及び必要に応じてヒアリング等を実施し、その評価を評価点（一項目につき 0 点から 0.5 点ごとに最大 5 点、三項目合計で最大 15 点）とします。

日米共同研究開発の総合評価においては、各評価項目の評価点が 3 点以上、かつ各評価項目の合計が 10 点以上の提案が、採択の対象となります。

II 評価点

いずれの評価委員も、各評価項目に関し 6 段階の絶対評価によって採点を行うものとします。

ただし、評価内容によっては、必要に応じて 0.5 点単位で表現される場合があります。

<評価基準>

評価	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
普通	3
やや劣っている	2
劣っている	1
評価の対象として適さない	0

III 評価点が同点の場合の扱い

評価した点数が同点であった場合は次の要領で優位と評価されます。

第6章 採択評価 評価項目の「研究開発の成果・波及効果」の評価点が高いもの。

さらに、同点の場合は、評価項目の「研究開発目的・内容」の評価点が高いもの。

(4) 総務省による最終選定

総務省は、上記(3)の審議結果を受け、共同研究開発課題を採択課題として決定します。その際、総務省は、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの意見を踏まえて採択課題の決定を行います。

2 継続評価

(1) 評価の目的

研究開発課題の目標達成状況を確認し、進捗状況を基にその後の研究開発の計画・体制・予算を見直すために行います。

(2) 評価の対象

本評価の対象は、主として継続提案書及びその添付資料一式とし、必要に応じて採択評価時の提案書及びその添付資料一式を含めます。

(3) 評価方法について

I 評価方針

一つの課題につき複数の評価委員による評価を実施し、評価にウェイトを付けた評価点の平均を最終的な評価点とします。

II 評価点

評価委員は、各評価項目に関し 5 段階の絶対評価によって採点を行うものとします。

ただし、評価内容によっては、必要に応じて 0.5 点単位で表現される場合があります。

<評価基準>

評価	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
普通	3
やや劣っている	2
劣っている	1

III 意見・コメント等について

評価委員は、透明で公正な評価及び提案者の今後の研究活動に寄与する観点から、提案者が理解しやすい意見・コメントを付すものとします。評価コメントについては原則としてそのまま提案者に通知することとします。

(4) 評価委員会での審議

評価委員会は、書面評価の結果等に関して審議を行います。ただし、特に審議すべき事項（研究の中止、及びそれに匹敵するような研究計画の変更を求める必要があると判断されるもの）がない場合は、審議を省略することができます。

審議に当たっては、評価委員会は必要に応じて提案者に対しヒアリングを行うことができるものとします。

審議結果について、評価委員会の委員長は総務省に対し報告を行います。

(5) 総務省による最終決定

総務省は、上記（4）の審議結果を受け、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの意見を踏まえて、研究の継続・計画変更・中止等の決定を行います。

3 終了評価

(1) 評価の目的

研究開発終了時における目標達成状況を確認するために行います。併せて、追跡評価実施の必要性を判断します。

必要に応じて、その評価結果を基に、本事業そのものの見直しを行うこととします。

(2) 評価の対象

本評価の対象は、終了報告書及びその添付資料一式とし、必要に応じて採択評価時及び継続評価時の各提案書及びそれらの添付資料一式を含めます。

(3) 評価方法について

I 評価方針

一つの課題につき複数の評価委員による評価を実施し、評価にウェイ

トを付けた評価点の平均を最終的な評価点とします。

II 評価点

評価委員は、各評価項目に対して 5 段階の絶対評価によって採点を行うものとします。

ただし、評価内容によっては、必要に応じて 0.5 点単位で表現される場合があります。

<評価基準>

評価	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
普通	3
やや劣っている	2
劣っている	1

III 意見・コメント等について

評価委員は、透明で公正な評価の観点から、提案者が理解しやすい意見・コメントを必ず付すものとします。

(4) 評価委員会での審議

評価委員会は、書面評価の結果等に関する審議を行います。ただし、特に審議すべき事項（評価委員の評価が著しく良い又は悪いもので、以後何らかの特別な対応を取ることが望ましいもの）がない場合は、審議を省略できます。

審議に当たっては、評価委員会は必要に応じ提案者に対しヒアリングを行うことができるものとします。

審議結果について、評価委員会の委員長は総務省に対し報告を行います。

(5) 追跡評価実施の検討

総務省は、終了評価の評価結果を受け、終了評価実施時点における研究開発の進捗度が不十分である場合や、派生的・副次的な研究成果が今後期待される場合等、追跡評価を実施すべきかについて是非を決定します。

また、その具体的方針（追跡評価の実施期間をいつにするか、どのような評価指標を用いるか等）についても決定します。

(6) 総務省による取扱い

総務省は、上記（4）の評価結果を受け、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの意見を踏まえて評価結果を公表するとともに、研究成果の公開に努めるほか、本事業そのものの見直し等を行います。

4 追跡評価

（1）評価の目的

研究開発終了後の研究成果の活用状況や波及効果、又は当初想定した目標以外で終了評価実施以降に獲得された派生的・副次的な成果の有効性を評価します。

さらに必要に応じて、その評価結果を本事業そのものの見直しに反映することとします。

（2）評価の対象

本評価の対象は、終了評価において追跡評価を実施すべきとされた課題とします。なお、追跡調査を踏まえて、追跡評価を実施すべき課題を定め直すことがあります。

（3）評価方法について

I 評価方針

一つの課題につき複数の評価委員による評価を実施します。各課題の評価の観点等、評価項目については、評価実施に先だって別途定めるものとします。

II 意見・コメント等について

評価委員は、透明で公正な評価の観点から、提案者が理解しやすい意見・コメントを付すものとします。

（4）評価委員会での審議

評価委員会は、書面評価の結果等に関して審議を行います。審議に当たっては、評価委員会は必要に応じ提案者に対しヒアリングを行うことができるものとします。

審議結果について、評価委員会の委員長は総務省に対し報告を行います。

（5）総務省による取扱い

総務省は、上記（4）の審議結果を受け、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの意見を踏まえて評価結果を公表するとともに、本事業そのものの見直し等を行います。

第6章 評価項目、評価の観点（日米共同研究開発）

採択課題に関する主な評価項目は以下のとおりです。

○ 採択評価

評価項目	評価の観点	評価のウエイト
研究開発目的・内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の必要性、方向性及び達成目標の妥当性 ・技術課題の新規性・革新性 ・研究開発方法、実施計画の品質と有効性 	1
研究開発の実施体制・実施計画について	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の推進管理体制（マネジメント）の妥当性 ・研究者の資質と経験 ・研究者や研究機関の組み合わせ、役割分担の有効性、日米の連携体制の有効性 ・予算計画の妥当性・正当性 	1
研究開発の研究成果・波及効果について	<ul style="list-style-type: none"> ・提案要領に示された期待する効果の日米への貢献度 ・研究成果の普及・展開方法、知的財産管理の妥当性 ・国際標準化・実用化・国際競争力強化、イノベーション・社会課題解決等への貢献 	1

○ 継続評価

評価項目	評価の観点	評価のウエイト
現時点の目標達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・研究計画上、現時点で到達すべき目標は確実に達成されているか。 ・研究開発の進捗状況は適切か。 	2
今後の目標設定、実施計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の最終的な達成目標及び今後の具体的な実施計画が明確に設定されているか。 	1
今後の予算計画、実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の予算計画及び実施体制（研究の役割分担や責任分担、過去の実績、資金管理面等を含む。）は適切か。 	1

○ 終了評価

評価項目	評価の観点	評価のウエイト
目標達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・最終的な目標は確実に達成されたか。 	2
情報通信分野における技術的・学術的な	<ul style="list-style-type: none"> ・最終的に得られた研究成果は、新規性・革新性、有効性、優位性が認められるものであったか。 	2

知見		
研究成果の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・イノベーション創出や国際競争力強化に資する研究成果が生み出されたか。 ・国際標準化・実用化等の研究成果が得られた又は得られる見込みがあるか。 	2
研究成果の波及効果（副次的な効果）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の展開に付随して、関連分野に関する波及効果、日米交流の強化、新たな連携プロジェクトへの発展が認められるか。 	1
追跡評価の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・追跡評価の実施は必要か。 ・追跡評価の実施が必要あるいは不要である理由は何か。 ・実施必要である場合、実施時期はいつか。 <p>※当該研究終了後の適切な時期に、以下の事項あるいはその他必要な事項を把握するための評価が必要であるかについて判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の波及効果（副次的な効果）などが期待されるため。 ・終了評価時点における研究開発の進捗度が不十分であるため。 	

○ 追跡評価

評価の観点
<p>終了評価結果において「追跡評価が必要である理由」として挙げられている事項に関する観点、その他、追跡評価に必要な観点。</p> <p>※例えば、以下の観点を評価項目に掲げる。</p> <p>「情報通信分野における技術的・学術的な知見」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終的に得られた研究成果は、新規性・革新性、有効性、優位性が認められるものであったか。 <p>「研究成果の展開」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノベーション創出や国際競争力強化に資する研究成果が生み出されたか。 ・国際標準化・実用化等の研究成果が得られた又は得られる見込みがあるか。 <p>「波及効果（副次的な効果）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の展開に付随して、関連分野に関する波及効果、日米交流の強化、新たな連携プロジェクトへの発展が認められるか。

別紙 1

競争的研究資金制度による課題の評価について
 (参考 : 総務省情報通信研究評価実施指針 (平成 30 年 2 月第 6 版))

	評価実施主体	評価者	主な評価の観点	評価結果の反映
事前評価 (企画・立案時)	(競争的資金制度の場合、課題の企画・立案は応募に対する提案者の発意によるものであるので、事前評価は要しない。)			
採択評価 (課題採択時)	総務省	外部専門家による 外部評価 (ピアレ ビュー等を必要に 応じて活用)	<ul style="list-style-type: none"> ・有効性の観点（達成目標の明確化） ・効率性の観点（研 究計画、体制、費用 対効果） ・標準化・相互接続 性の観点 ・知的財産に関する 取り組みの観点 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の採択 ・研究費の配分 ・研究計画案の修 正
継続評価 (契約更新時) ※研究開発期間が 5 年以上又は定め がない場合は、3 年目が終了する際 に中間評価を重 点的に実施する。	総務省	外部専門家による 外部評価	<ul style="list-style-type: none"> ・有効性の観点 ・効率性の観点（進 捲状況を基に、研究 計画、体制の効率 性） <p>※中間評価では、以 下の観点も含め、重 点的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準化・相互接続 性の観点 ・知的財産に関する 取り組みの観点 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の継続・終 了 ・研究計画・体制 の見直し ・研究費の変更 (増・減・中止)
終了評価 (研究開発終了 時)	総務省	外部専門家による 外部評価	<ul style="list-style-type: none"> ・有効性（採択評価 時に申請された目標 に対する最終的な達 成度） ・標準化・相互接続 性の観点 ・知的財産に関する 取り組みの観点 ・追跡評価実施の必 要性の判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策（戦略と制 度）の見直し <p>※追跡評価実施と した場合、その時 期や追跡する指標 等も設定する。</p>
追跡評価 (研究開発終了か ら一定期間経過 後)	総務省	外部専門家による 外部評価	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の評価の妥当 性 ・有効性（効果の発 現、波及効果） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策（戦略と制 度）の見直し

別紙2

研究開発制度及び研究開発課題に係る評価の観点の例（※1）

（参考：総務省情報通信研究評価実施指針（平成30年2月第6版））

必要性	一次的な観点として		
	目的の妥当性・戦略性（※2）	科学的・技術的知見の向上	独創性、革新性（ブレークスルー）、先導性、国際的水準で見た新規性、他の研究への波及効果 等
		産業・経済活動の活性化	将来的な実用化・商品化の基礎、標準化、相互接続性、互換性、起業促進、経済波及効果、雇用創出、大容量高速化、テストベッド（実証実験） 等
		安全性・安心・信頼性の向上	セキュリティ技術、著作権保護技術、バックアップ技術、リダンダンシー（冗長性）、環境負荷低減、防災、人体への影響 等
		利便性・福祉の向上	アクセシビリティ、デジタルデバイド解消、バリアフリー（高齢者・障害者対策）、医療への応用 等
		教育・人材育成	情報リテラシー、文化振興、遠隔教育、研究人材の育成 等
		国際貢献	国際標準、国際共同観測、国際共同開発、国際技術協力 等
二次的な観点として			
優先性（※3）	優先性	緊急性	当該研究開発制度や当該研究開発課題を立ち上げる緊急性は妥当か
	国が関与する妥当性	民間実施困難	民間で実施できない性質の課題か、またそういう課題を支援するための制度か
		国家の戦略	国として戦略的に実施すべきか 上位計画との整合性
有効性	想定される（又は、獲得された）効果	科学的・技術的知見の向上	独創性、革新性（ブレークスルー）、先導性、国際的水準で見た新規性、他の研究への波及効果 等
		産業・経済活動の活性化	将来的な実用化・商品化の基礎、標準化、相互接続性、互換性、起業促進、経済波及効果、雇用創出、大容量高速化、テストベッド（実証実験） 等
		安全性・安心・信頼性の向上	セキュリティ技術、著作権保護技術、バックアップ技術、リダンダンシー（冗長性）、環境負荷低減、防災、人体への影響 等
		利便性・福祉の向上	アクセシビリティ、デジタルデバイド解消、バリアフリー（高齢者・障害者対策）、医療への応用 等
		教育・人材育成	情報リテラシー、文化振興、遠隔教育、研究人材の育成 等
		国際貢献	国際標準、国際共同観測、国際共同開発、国際技術協力 等
効率性	達成目標・実施計画の妥当性	研究開発の達成目標・実施計画が具体的かつ明確に設定されているか	
		達成目標の実現性	
		研究開発の達成目標・実施計画は技術動向等の変化に対応したものか（成果が陳腐化しないか）	
		目標達成度の測定指標の妥当性	
		実用化等、成果の活用・展開に向けた計画	
		類似の研究開発課題、制度と重複はないか	
		（継続・事後評価について）目標は達成されたか、あるいは進捗状況は順調か	
	研究実施体制の妥当性	充分な研究設備、研究者の確保、研究管理能力等	
		情報収集能力、情報発信能力	
		（特に複数の研究開発機関による共同研究の場合、）分担内容の適切さ、連携体制の効率性	
		情報技術の活用等による合理化に向けた取り組み	
	予算計画の妥当性	研究者とのエフォート	
		研究開発機関の経営基盤の安定性（経済的安定性はあるか）	
		予算額の妥当性（適宜、費用対効果を検討する）	
（継続・事後評価について）予算の執行状況（当該研究開発を円滑に進めるために適時・適切に執行されていたか）			

(※1) : 研究開発制度の評価では、有効性、効率性の観点については、当該制度による研究開発課題の評価結果を基に、これらの総体として見る。

(※2) : これら国として実施すべき政策目的のうち、どのようなものを研究内容に包含しているかを明確化することが重要であり、合致する政策目的が多ければいいという性格のものではないことに留意すること。

(※3) : 研究開発を実施する資源は有限であり、複数の課題がある中から、より優先的に実施する必要がある際に、研究開発の性格を考慮しつつ、参考にするべき観点。